中部国際空港の周辺海域における荒天時の錨泊自粛について

中部国際空港への走錨船の衝突を防ぐため、令和元年8月30日から、次のとおり、錨泊自粛海域を設定し運用しますので、ご協力をお願い致します。

1 対象期間

名古屋港海上交通センターでは、名古屋港高潮防波堤中央堤東端において、風速 1 2 m/s 以上の風が継続している場合に「走錨注意情報」を提供しています。

走錨注意情報は、「なごやほあん」を通じて、VHF無線による放送が行われますので、その情報 提供中は、次項に示す対象海域では、錨泊の自粛をお願い致します。

2 対象海域

(1) 錨泊自粛海域① (空港1.5マイル~3マイル)

次の四点を順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海域 (錨泊自粛海域②を除く。)

ア点 34-55-54N 136-49-27E

イ点 34-55-54N 136-44-16E

ウ点 34-47-05N 136-44-16E

工点 34-47-05N 136-51-04E

(2) 錨泊自粛海域② (空港~1.5マイル)

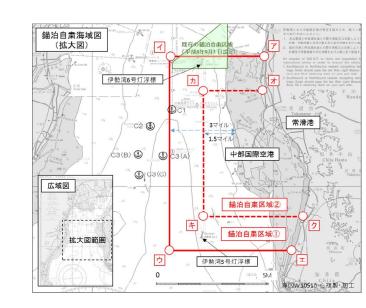
次の四点を順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

才点 34-54-24N 136-49-18E

カ点 34-54-24N 136-46-05E

キ点 34-48-35N 136-46-05E

ク点 34-48-35N 136-51-36E



3 除外条件

錨泊自粛海域①では、次の条件を全て満たす船舶に限り、対象外(錨泊可)となります。 但し、他の錨泊自粛海域と重なる海域では、錨泊の自粛をお願いします。

- 錨鎖の伸出量が適切である。
- ・守錨直を配置し、船位確認及びVHF聴取を行っている。
- AIS(船舶自動識別装置)を適正に使用し、海上交通センターにおいて錨泊を確認できる。
- ・走錨した場合、直ちに揚錨し、機関を使用できる態勢にある。

4 情報提供

名古屋港海上交通センターでは、「走錨注意情報」提供中、錨泊自粛海域内の錨泊船に対して、AISメッセージによる情報提供を実施します。

また、錨泊自粛海域②内の錨泊船には、VHF無線電話等による情報提供も実施します。

なお、情報提供の対象は、AIS(船舶自動識別装置)搭載船に限ります。

5 参考事項

この錨泊自粛は「伊勢湾・三河湾における台風避泊に関する調査研究特別専門委員会」(伊勢湾海難防止協会主催)の検討に基づくものです。

JCG .

お問合せ先

- 錨泊自粛ルールに関するお問合せ 第四管区海上保安本部 交通部 航行安全課 電話052-661-1611 (代)
- ・ 走錨注意情報に関するお問合せ 名古屋港海上交通センター 電話052-398-0712